# 役員等の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人上田市スポーツ協会(以下「本協会」という。)定款第22条第2項 及び第37条第2項に基づき、理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員(以下「役員等」 という。)の報酬及び費用弁償等について定め、一般財団法人としての適正な役員報酬の支給を行うこ とを目的とする。

#### (役員の報酬)

第2条 役員は無報酬とする。ただし、非常勤の役員のうち、重要な役務を提供する者に対しては報酬を 支給することができる。ただし、常勤役員のうち当協会事務局職員を兼務する役員については、報酬を 支給しない。

#### (非常勤役員の報酬等)

- 第3条 非常勤役員のうち、本協会の業務執行理事・監事に対しては、重要な役務を提供する者として、 別表1に定める職務手当を支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、本人から支給辞退の申し入れがあった場合には、手当は支給しない。

### (費用弁償)

- 第4条 役員等が、次の会議等に出席したときは、別表2に定める交通費相当額を費用弁償することができる。
  - (1) 評議員会への出席
  - (2) 理事会への出席
  - (3) 監事による監査の実施
  - (4) 委員会への出席

#### (旅費の支給)

第5条 役員等が出張した場合には、「一般財団法人上田市スポーツ協会 旅費規程」に基づき費用を弁償する。

#### (支給方法)

第6条 費用弁償は、会議当日に支給するものとする。ただし、会長が特に認めるときは、出席及び任務 確定後、後日支給することができる。

#### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

# (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則(令和3年6月22日評議員会決議)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月1日理事会決議)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表1 (第3条関係)

| 非常勤役員等の報酬基準               | 日額 5,000 円以内 |
|---------------------------|--------------|
| (1 名あたり時給 1,000 円を基本とする。) |              |

## 別表2 (第4条関係)

| 別表区分   | 交通費相当額  |
|--------|---------|
| 一律とする。 | 1,000 円 |